

申請区分 1. 新規 2. 自己負担区分変更

ウイルス性肝炎進行防止対策 橋本病重症患者対策				医療受給者証交付申請書				
申請疾患名		1. ウイルス性慢性肝炎 2. 肝硬変・へパトーム 3. 橋本病						
対象疾患患者	ふりがな					性別	男・女	
	氏名							
	生年月日	(和暦) 年 月 日						
	住所	(〒 - )						
		(電話 - - )						
	保険の種類	被用者(協会・組合・船員・共済)・国保(一般)・国保(退職) 後期高齢者・生保・その他( )			本人・ 家族の別	本人 家族		
	生計中心者の 市町村民税課税状況	課税・非課税 ⇒ 非課税の場合、 生計中心者の氏名						
制度改正前の受給者(難治性肝炎、橋本病)番号								
受診医療機関	名称							
	所在地	(〒 - )						
		(電話 - - )						
北海道知事 様 ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策 医療受給者証の交付(変更)を申請します。 年 月 日								
申請者  (患者本人の場合 は氏名のみ記入 してください。)	氏名					患者と の続柄		
	住所	(〒 - )						
		(電話 - - )						

国保連または後期高齢者医療広域連合の高額療養費の還付が生じた際には、この事業への直接返還に同意します。  
 (同意する場合、) ※国保(一般)・国保(退職)後期高齢者の保険加入者のみ該当

※申請に当たっては、裏面の注意事項を必ずお読みください。

保健所等 記入欄	収 受 印	<b>【新規申請の添付資料】</b> 1. 臨床調査個人票 2. 住民票(患者本人) 3. 健康保険証の写し  <b>【市町村民税非課税世帯の場合の添付書類】</b> 4. 生計中心者を確認できる書類 (世帯全員の住民票、世帯調書など) 5. 市町村民税非課税を確認できる書類					
		申請者の自己負担区分 あり ・ なし					
		整理番号					

## ＜申請の際の注意事項＞

各申請における添付書類及び留意事項は次のとおりです。添付書類に不備があるときは、再度問い合わせるなど、審査が終了するまでに時間を要しますので、注意してください。

### 1 ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付申請（新規申請）について

(1) 申請に必要な添付書類は次のとおりです。

- ① 臨床調査個人票（様式3-1～3-4）  
申請書への添付有効期間は、記載日から3か月です。
- ② 臨床調査個人票にて指定する資料
- ③ 申請患者の住民票（※1参照）
- ④ 申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し

(2) 申請患者が市町村民税非課税世帯の場合

- ① 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
- ② 申請患者の世帯の生計中心者を確認することができる書類（※2参照）
- ③ 生計中心者が市町村民税非課税であることを確認することができる書類（※2参照）

### 2 自己負担区分の変更申請について

受給者証の有効期間中に、結婚や就労等により生計中心者に変動が生じ、市町村民税非課税世帯となった場合は、自己負担区分の変更を申請することができます。

申請に必要な添付書類は次のとおりです。

- ① 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
- ② 申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し
- ③ 申請患者の世帯の生計中心者を確認することができる書類（※2参照）
- ④ 生計中心者の市町村民税（非課税）証明書（※2参照）

#### ※1 住民票

申請書への添付有効期間は、発行日から3か月です。

#### ※2 生計中心者、市町村民税（非課税）証明に関する書類

市町村民税（非課税）証明書は、7月1日～3月31日の申請にあつては当該年度のものの、4月1日～5月31日の申請にあつては前年度のものとする。  
6月1日～6月30日の申請にあつては当該年度、前年度どちらでも可であるが、世帯内で課税年度を合わせるものとする。

(ア) 対象患者の加入する保険が被用者保険（社会保険）の場合

- ・被保険者及び申告された生計中心者の市町村民税（非課税）証明書

(イ) 対象患者の加入する保険が国民健康保険の場合

- ・世帯調書（住民票上の世帯員及び申告された生計中心者については必ず記載のこと）
- ・世帯調書に記載された者の市町村民税（非課税）証明書（配偶者控除、扶養控除対象者について他の世帯員の確定申告書の控えなどで確認できる場合は省略可）